

令和4年度各医師会医事紛争担当理事者会・研修会（ハイブリット開催）

△と き 令和4年8月3日（水） 19：00～

△ところ 福岡県医師会館又は各医師会館

1. 開 会

2. 挨拶

3. 座長選出

4. 目的事項

1) 医事紛争の発生から解決までの流れについて

資料1

2) 交渉時の留意点について

資料2

5. 研修講演

△テーマ 「医療機関における犯罪抑止に向けた取組
及び犯罪発生時の対応について」

△講 師 福岡県警察本部生活安全部生活安全総務課犯罪抑止対策室

6. その他

1) 医療従事者の安全確保について

資料3

①応招義務について

②医療機関における患者等からの暴力・暴言への対策啓発ポスターについて

7. 閉 会

参考：医療ADRについて①

平成19年8月10日
福岡県医師会
会長 横倉義武

裁判外紛争解決手続き(ADR)について

拝啓 残暑の候 貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より医事紛争処理に関しましては、貴職並びに担当役員の先生方には何かとご尽力賜り誠に有難うございます。

さて、標題の裁判外紛争解決手続き(ADR)とは、斡旋、調停、仲裁といった方法により紛争を解決する手段であり、今年4月からは「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」いわゆるADR法が施行されております。

弁護士会では全国各地に医療のみならず離婚問題・遺産問題等全ての紛争について対応する紛争解決センターを各地に設置しており、福岡県でも「福岡県弁護士会紛争解決センター」が設置されております。

このたび、本会の医事調停委員会の案件で、患者側が一方的に依頼をした「福岡県弁護士会紛争解決センター」が会員に呼び出し状を送付してきている事例が数例発生しております。

先の各医師会会長連絡協議会(8月2日)でもお願いいたしましたが、本会といたしましては、医事調停委員会規則に則り、事故発生や呼び出し等を受けた場合には、まず所属医師会を経て県医師会へ連絡いただくことになっておりますので、紛争への対処を個人で判断せず、まず医師会へ可及的迅速に電話その他の方法によりご連絡いただきますよう、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

10

参考：医療ADRについて②

福岡医発第1224号(地)
平成21年10月3日
福岡県医師会
会長 横倉義武

弁護士会が設置する「医療ADR」について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

各医師会におかれましては、医事紛争発生による紛争解決に際し、多大なるご尽力とご理解を賜り誠に有難うございます。

さて、標題のことについて、福岡県弁護士会より医事紛争に特化した「医療ADR(紛争解決センター)」を本年10月1日から設置する旨の連絡がありました。

これは、医療トラブルが発生した際、医療側・患者側どちらからでも申請(申請料1万円)ができることになっており、弁護士が仲裁人となって双方を呼び出し、話し合いをさせ紛争解決にあたるというものであります。紛争が解決しますと解決金額によって成立手数料を支払うシステムとなっております。

本会といたしましては、現在の医師会の医事紛争処理システムが、各医師会の担当役員が仲裁人となり患者側と折衝するという細やかな対応ができており、いわゆる「医療ADR」の機能を充分果たしていると認識しております。

つきましては、今後、弁護士会による「医療ADR」から、会員に対し呼び出し等が行われることが考えられますので、その際には直ぐに対応せず、まず、本会事務局の医事紛争担当までご連絡いただきますよう、貴職のご高配方よろしくお願い申し上げます。

本会にご連絡いただければ、呼び出し状を出した「医療ADR」への対処方法や、当該紛争については、まず地元医師会宛に紛争報告書を提出していただき、その後は医師会が責任をもって対応させていただくことをご説明させていただきます。

11



【 重 要 】

令和4年6月29日

会員各位

福岡市医師会

会長 平田 泰彦

医療機関における防犯対策・安全管理対策の徹底について

既に報道がなされておりますとおり、6月27日（月）に福岡市東区の千早病院において、本会会員が診察中に突然乱入した男性にナイフで刺されるという痛ましい事件が発生しました。当該会員は大けがを負ったものの、幸い命に別状はないということですが、昨今では医師や医療従事者を狙った殺傷事件や暴力行為のほか、コロナ禍に乗じたカスタマーハラスメントも多発しています。

本会では、会員及びその家族、従業員が各種犯罪等によって、日常の診療業務並びに生活が阻害されることを防ぐために「福岡市医師会防犯連絡協議会」を設置し、会員向け講習会の開催や警察との緊密な連携を図っていますが、会員医療機関におかれましては、いま一度、院内における防犯設備や安全管理体制をご確認いただきますとともに、安全管理対策マニュアルの整備や職員教育等を通じて、防犯意識の向上に努めていただきますようお願いいたします。

- ・ まずは自身の安全を確保し、不審者と距離をとり各々が逃げること
- ・ 暴力等をおこす可能性のある患者・家族への対応を決めておくとともに、職員間での情報共有を図っておくこと
- ・ 来院した患者・家族に対し、こまめに「声かけ」を行うこと
（相手に「いつも見られている」という印象を与えるため）
- ・ 可能な経費の範囲内で、効果的な防犯設備・システムの拡充を検討すること（さすまた、防犯ブザー、催涙スプレー、監視カメラ増設など）
- ・ 有事の際に逃げる動線を確認し、日頃から訓練しておくこと
- ・ いざとなったら110番通報をためらわないこと

※ご不明な点がございましたら、福岡市医師会事務局（総務課：TEL 852-1502）までご相談ください。

令和元年12月25日付医政発1225第4号厚生労働省医政局長通知「応招義務をはじめとした診察治療の求めに対する適切な対応の在り方等について」抜粋

＜診療しないことが正当化される事例の整理＞

		診療時間内・勤務時間内	診療時間外・勤務時間外
①緊急対応が必要なケース	病状の深刻な救急患者など	○ 救急医療では、医療機関・医師の専門性・診察能力、当該状況下での医療提供の可能性・設備状況、当該医療機関・医師以外の他の医療機関・医師による医療提供の可能性（医療の代替可能性）を総合的に勘案しつつ、事実上診療が不可能といえる場合にのみ、診療しないことが正当化される。	○ 医の倫理上、応急的に必要な処置をとるべきとされるが、原則、公法上・私法上の責任に問われることはないと考えられる。 ※ 必要な処置をとった場合においても、医療設備が不十分なことが想定されるため、求められる対応の程度は低い。 （例えば、心肺蘇生法等の応急処置の実施など） ※ 診療所等へ直接患者が来院した場合、必要な処置を行った上で、救急対応の可能な病院等に対応を依頼するのが望ましい。 ※ 診療した場合は民法上の緊急事務管理（民法第698条）に該当。
②緊急対応が不要なケース	病状の安定している患者など	○ 原則として、患者の求めに応じて必要な医療を提供する必要あり。ただし、緊急対応の必要があるケースに比べて、正当化される場合は緩やかに（広く）解釈される。 ○ 医療機関・医師の専門性・診察能力、当該状況下での医療提供の可能性・設備状況、当該医療機関・医師以外の他の医療機関・医師による医療提供の可能性（医療の代替可能性）のほか、患者と医療機関・医師の信頼関係なども考慮。	○ 即座に対応する必要はなく、診療しないことに問題はない。 ○ 時間内の受診依頼、他の診察可能な診療所・病院などの紹介等の対応をとることが望ましい。
個別事例ごとの整理 ※仮に緊急対応が必要な場合には、①の整理による。	患者の迷惑行為	○ 診療・療養などにおいて生じた又は生じている迷惑行為の態様に照らし、診療の基礎となる信頼関係が喪失している場合（※）には、新たな診療を行わないことが正当化される。 ※ 診療内容そのものと関係ないクレーム等を繰り返し続けるなど。	
	医療費不払い	○ 以前に医療費の不払いがあったとしても、そのことのみをもって診療しないことは正当化されない。しかし、支払能力があるにもかかわらず悪意を持	

		ってあえて支払わない場合等には、診療しないことが正当化される。 ○ 具体的には、保険未加入など医療費の支払い能力が不確定であることのみをもって診療しないことは正当化されないが、医学的な治療を要さない自由診療において支払い能力を有さない患者を診療しないことなどは正当化される。 また、特段の理由なく保険診療において自己負担分の未払いが重なっている場合には、悪意のある未払いであることが推定される場合もあると考えられる。	
	入院患者の退院や他の医療機関の紹介・転院など	○ 医学的に入院の継続が必要ない場合には、通院治療等に対応すれば足りるため、退院させることは正当化される。 ○ 医療機関相互の機能分化・連携を踏まえ、地域全体で患者ごとに適正な医療を提供する観点から、病状に応じて大学病院等の高度な医療機関から地域の医療機関を紹介、転院を依頼・実施するなども原則として正当化される。	
	差別的な取扱い	○ 患者の年齢、性別、人種・国籍、宗教等のみを理由に診療しないことは正当化されない。 ただし、言語が通じない、宗教上の理由などにより結果として診療行為そのものが著しく困難であるといった事情が認められる場合にはこの限りではない。 ○ その他、特定の感染症へのり患など合理性の認められない理由のみに基づき診療しないことは正当化されない。 ただし、1類・2類感染症など、制度上、特定の医療機関で対応すべきとされている感染症にり患している又はその疑いのある患者等はこの限りではない。	